



佐賀県公報

平成 20 年
4 月 25 日
(金曜日)
第 13045 号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告 示

- 平成二十年 度木材業者の登録 (二〇九・林業課) 一
 - 保安林の指定施業要件の変更 (二一〇・森林整備課) 二
 - 道路の区域の変更 (二一一・道路課) 二
 - 道路の供用開始 (二一二・) 三
 - 道路の区域の変更 (二一三・) 三
 - 道路の供用開始 (二一四・) 三
 - 道路の供用開始 (二一五・) 四
- 公 告
- 落札者等の公示 (情報・業務改革課) 四
 - 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 四
- 教育委員会事項
- ◎指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則 (規則・八) 四
- 公安委員会事項
- ICカード運転免許証作成システムの借入れに係る一般競争入札 (公告) 六
- 正 誤
- 平成十九年七月十一日付け佐賀県公報第一二九二八号中訂正 (森林整備課) 八
 - ◎平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報外第十号中訂正 (教育委員会) 八

○ 告 示

◎佐賀県告示二百九号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)

第五条第一項の規定により、平成二十年 度木材業者を次のとおり登録した。
平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

木材業者

登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐木鳥第18号	平成20年4月4日	鳥栖市立石町1873番地2	酢屋商店	代表者 宗前 孝

●佐賀県告示二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年一月二十九日佐賀県告示第五十二号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所富士支所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年四月二十五日から平成二十年五月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区 間		変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
	前	後			
一般国道 二〇四号	唐津市和多田西山四四四番一 地先から 唐津市長谷三番地先まで		後	八一・五 二四・八	一、一〇七・三
	唐津市和多田西山四四四番一 地先から 唐津市長谷三番地先まで		前	五〇・七 二五・〇	一、一〇七・〇

◎佐賀県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年四月二十五日から平成二十年五月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市和多田西山四四四番一 地先から 唐津市長谷三番地先まで	平成二〇・四・二五

◎佐賀県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年四月二十五日から平成二十年五月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区 間		変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
	前	後			
県道 嬉野山内線	武雄市山内町大字犬走字五反田 一一九六番五地先から 武雄市山内町大字犬走字五反田 一一六四番地先まで		後	二八・〇 一三・三	二二〇・八
	武雄市山内町大字犬走字五反田 一一九六番五地先から 武雄市山内町大字犬走字五反田 一一六四番地先まで		前	二八・〇 一三・三	二二〇・八

◎佐賀県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年四月二十五日から平成二十年五月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町餘江字一本松一〇六番一地从先から	後	一五・〇 、 一一・七	一九五・三	
		前	一三・七 、 一一・〇		
	神崎市千代田町餘江字一本松三〇番地先まで			一九五・三	

◎佐賀県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年四月二十五日から平成二十年五月二十六日まで佐賀県交通部道路課及び神崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀八女線	神崎市千代田町餘江字一本松一〇六番一地从先から 神崎市千代田町餘江字一本松三〇番地先まで	平成二〇・四・二五

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成20年4月25日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志波 幸男

- 業務名
佐賀県情報系ネットワーク機器設備貸借業務
- 契約の相手方を決定した手続
条件付一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成20年2月29日
- 落札決定日
平成20年4月11日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 西日本電信電話株式会社 佐賀支店 支店長 小手川 雅人
(2) 住所 佐賀市駅前中央一丁目8番32号
- 落札価格 49,822,200円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課（新行政棟5階）
(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐賀土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成20年4月25日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
監 事	江越 一真	佐賀市本庄町大字末次479番地1	平成20年4月3日就任

○教育委員会事項

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則をここに公布する。

平成二十年四月二十五日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第八号

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。)第二十五条の二の規定により、幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、佐賀県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

2 この規則において「指導が不適切な教員」とは、病気以外の理由により次の各号のいずれかに該当する教員をいう。

一 教科等に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者

二 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者

三 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者
(指導が不適切な教員の認定)

第三条 県教育委員会は、法第二十五条の二第一項の認定に当たっては、県立学校の教員にあっては当該県立学校の校長からの、市町立学校の教員にあっては当該学校を所管する市町教育委員会教育長(以下「校長等」という。)からの申請によって行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定をしようとするときは、判定委員会の意見を

聴かなければならない。

(学習指導の状況等の報告)

第四条 県教育委員会は、必要があると認めるときは、校長等に対して、教員の学習指導の状況等について報告を求めることができる。

(指導の改善の程度に関する認定)

第五条 県教育委員会は、法第二十五条の二第四項の認定に当たっては、当該教員に対する同条第一項に規定する研修の状況を勘案して行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定をしようとするときは、判定委員会の意見を聴かなければならない。

(意見陳述の機会の付与)

第六条 県教育委員会は、法第二十五条の二第一項及び第四項の認定に当たつて必要があると認めるときは、当該判断の対象となる教員に意見を述べる機会を与えるものとする。

(専門医への意見聴取)

第七条 県教育委員会は、第三条の申請に係る教員が第二条第二項各号のいずれかに該当する原因が精神性疾患等の病気に起因するおそれがあると認められるときは、専門的な知識及び技能を有する医師の意見を聴くものとする。

(判定委員会)

第八条 指導が不適切な教員かどうかを判定させるため、判定委員会を置く。

2 判定委員会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する専門的知識を有する者及び佐賀県内に居住する保護者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の三月三十一日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(不服申立て)

第九条 法第二十五条の三に規定する措置については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十九条の二第一項の規定に基づき、不服を申し立てることがある。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、事実の確認方法その他法第二十五条の二第一項及び第四項の認定の手續に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年 4 月25日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 吉 岡 初 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

I Cカード運転免許証作成システム 一式

(2) 借入物品の使用その他の明細

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年 1 月 1 日から平成25年12月31日まで (60か月)

(4) 納入場所

佐賀県警察本部運転免許センター及び運転免許試験場 (詳細は入札説明書による。)

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされているものは除く。)でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされているものは除く。)でないこと。

(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。

(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成20年6月4日(水)の17時までに、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならない。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限る。入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)

(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表

(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等

<p>(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると確認することができる書類</p> <p>(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書</p> <p>4 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局</p> <p>郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部警務部会計課 用度係 電話 0952-24-1111 (内線2237) FAX 0952-24-5972</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間 公報掲載日から平成20年6月4日(水)までの9時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成20年6月18日(水) 13時30分</p> <p>イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所</p> <p>入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法</p> <p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問</p>	<p>わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。</p> <p>ウ 契約保証金</p> <p>佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。</p> <p>エ 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。</p> <p>オ 不落の場合</p> <p>入札で不落となった場合は、再度入札を行う。</p> <p>(7) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不能なものを提出した者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>5 その他</p>
--	--

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) この契約は、1994年4月15日、ワラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased :
IC Driver License Issue System , 1 set
- (2) Lease period : from 1 January , 2009 through 31 December , 2013
- (3) Delivery place: the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police"
1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan
- (4) Time limit for tender: 1:30 p.m. June 18,2008 by direct delivery
- (5) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration,
Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-
City, Saga, 840-8540 Japan; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972

○ 正 誤

平成十九年七月十一日付け佐賀県公報第一二九二八号中訂正

頁	箇所	誤	正
4	上段 左から五行目	字多良田	大字糸岐字多良田

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報号外第十号中訂正

頁	箇所	誤	正
4	上段 左から六行目	第二條	第三條

購読料 一か年三二,二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年四月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社